

■介護保険料（令和6年度～令和8年度）

所得段階	対象となる方		保険料の調整率	保険料（年額）
第1段階	●生活保護受給者の方 ●世帯全員が市民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者 ●世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方		基準額 ×0.285	18,460円
第2段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円超120万円以下の方	基準額 ×0.485	31,420円
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.685	44,380円
第4段階	本人が市民税非課税	世帯内に市民税課税者がいる 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方	基準額 ×0.9	58,320円
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円超の方	基準額	64,800円
第6段階	本人が市民税課税	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	77,760円
第7段階		本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	84,240円
第8段階		本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	97,200円
第9段階		本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	110,160円
第10段階		本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	123,120円
第11段階		本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	136,080円
第12段階		本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	149,040円
第13段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	155,520円	

※老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方等で、一定の所得がない方や保険料の納付期間が1年未満の方等が受給することができる年金です。

※合計所得金額とは、年金、給与、不動産、配当等の収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除、医療費控除、社会保険料控除、基礎控除等の所得控除をする前の金額です。なお、第1～5段階については合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した額を用います。

また、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。

※課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※世帯は、賦課期日は年度の初日のため、4月1日時点の住民票上の世帯状況が反映されます。

ただし年度途中で65歳に到達された方、転入された方は資格取得日時点の世帯状況が反映されます。

※第1～3段階は負担を抑えるために公費が投入され保険料が軽減されています。

※第1・2・4・5段階の「対象となる方」の欄における「80.9万円」は、令和7年度～令和8年度の適用となります（介護保険法施行令の一部改正による）。令和6年度は「80万円」と読み替えてください。